

**記載要領**  
(測量・建設コンサルタント等業務)

**<提出に当たっての留意事項>**

**1. 提出書類の扱いについて**

提出書類については、個人情報を除き情報公開対象とさせていただきますので予めご了承ください。

**2. 資格（建設コンサルタント）**（提出者は本社（本店）の代表者となります）

公共工事の前払金保証事業に関する法律第 19 条第 3 号に規定する建設コンサルタントで、土木においては、建設コンサルタント登録規程第 2 条第 1 項の登録を受けている者、建築において建築一般を希望する者は、建築士法第 23 条第 1 項に規定する登録を受けている者

**3. 市内・市外の区分**

登記簿上の本店を周南市に有する者を市内業者、それ以外を市外業者という。ただし、個人の資格で登録する場合で、法人登記がされていないため登記簿がないときは、周南市以外の公的機関の証明書等により、客観的に見て、主たる営業所が周南市にあると認められる者を市内業者という。

**4. 提出資料の有効範囲**

本件提出によって市が同等の資格を有すると認める範囲については、令和 4 年 1 月 1 4 日に公告のあった「周南市徳山中央浄化センター再構築事業」に限るものとします。

**<各様式の記載について>**

**1. 同等の要件を有することについての審査依頼書（測量・建設コンサルタント等）[第 1 号様式]**

- (1) 依頼年月日は、提出年月日を記入してください。
- (2) 提出書類は、本社（本店）で作成して提出してください。したがって、依頼者は本社（本店）の代表者となります。社印（角印）は不要です。なお、依頼者欄については、ゴム印等の使用可。
- (3) 登記簿上の本店と実際の事務を行っている主たる営業所の所在地が異なる場合には、両方を併記してください。
- (4) 「登録を受けている事業」の欄には、各登録事業で複数の登録番号を有する場合は、どれか一つだけ記入してください。許可番号及び有効期限の欄は、複数ある場合は主なもののみを記入してください。
- (5) 「入札参加資格希望業務」の内容については、次の表を参照し、記載欄に「1」を記入すること。なお、契約締結権限等を委任する場合は、受任する営業所が希望する業種の許可を受けていることが必要です。

[業種の略号一覧]

事業分野の区分	事業部門
建築関係建設コンサルタント	建築一般、意匠、構造、冷暖房、衛生、電気、建築積算、機械設備積算、電気設備積算、調査

2. 周南市税の滞納がないことの証明（滞納の無いことの証明書）

- (1) 証明書は、証明日が令和4年4月1日以降のものを提出してください。
- (2) 市外業者の場合についても、周南市に営業所を有する場合は提出してください。

3. 国税の未納の税額がないことの証明（納税証明書）

- (1) ・法人の場合（その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」）  
・個人の場合（その3の2「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」）
- (2) 証明書は、証明日が令和4年4月1日以降のものを提出してください。